

選舉運動事務員等屆出書

公職選挙法197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和7年4月 日

高根沢町議会議員補欠選挙候補者

高根沢町選挙管理委員会
委員長 石川正佳 様

(注) 町議会議員選挙においては、1日につき7人以内

【備 考】

- 「使用者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と専ら手話通訳のために使用する者にあっては「手話通訳者」と記載するものとする。
 - 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。